

(整理番号 626)

大阪地方最低賃金審議会

令和6年度第2回大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和6年9月3日(火)
午後5時44分から同7時26分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公 益を代表する委員 3 名
労働者を代表する委員 3 名
使用者を代表する委員 3 名
- 4 議 事
大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
 - ・労働者代表委員からは、他産業と比べて付加価値の高い産業であること、バリューチェーン全体の健全な発展及び産業内の公正競争の確保などの観点から、特定最低賃金の改正の必要性がある、との主張がなされた。
 - ・使用者代表委員からは、大阪府工業生産指数のうち、自動車工業の原指数はかなり落ち込んでいること、大阪府最低賃金プラス数円の特定最低賃金を設定する必要性は感じないこと及び付加価値の高さと特定最低賃金を設定する必要性はリンクしないことなどから、特定最低賃金の改正は必要ない、との主張がなされた。全体協議及び個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回は本日の結果を踏まえ、引き続き改正決定の必要性の有無に係る審議を進め

る旨労使双方にて確認され、審議は終了した。